



保発 0328 第 8 号  
平成 26 年 3 月 28 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令  
及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正す  
る省令の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 96 号。以下「改正政令」という。）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 29 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところであるが、改正政令及び改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に周知徹底を図られたい。

## 記

### 第一 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（別添 1）

#### 1 改正の趣旨

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号。以下「改正法」という。）附則第 38 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 7 条の規定による改正前の老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による保険者の拠出金（以下「老健拠出金」という。）に関し、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 116 号。以下「政令」という。）の規定による関係法令の技術的読替えを 3 年分延長するものであること。

## 2 改正の内容

老健拠出金に関する関係法令の技術的読替えは、政令において、平成 24 年度に請求があった旧老健レセプト（平成 19 年度以前に診療があった旧老健法の規定による医療に係るレセプトで、時効の中断等により平成 20 年度以降に請求されるもの）に係る費用に充てられる平成 26 年度の老健拠出金に関する読替えまで措置されているところ、これを平成 27 年度に請求があった旧老健レセプトに係る費用に充てられる平成 29 年度の老健拠出金に関する読替えまで延長するとともに、所要の規定の整備を行うものであること。

## 3 施行期日

改正政令は、公布の日から施行すること。

## 第二 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（別添 2）

### 1 改正の趣旨

老健拠出金に関し、改正法附則第 38 条の規定によりなおその効力を有するものとされた、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 77 号。以下「省令」という。）第 8 条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和 62 年厚生省令第 6 号。以下「老健算定省令」という。）の技術的読替えを 3 年分延長するものであること。

### 2 改正の内容

老健拠出金に関する老健算定省令の技術的読替えは、省令において、平成 24 年度に請求があった旧老健レセプトに係る費用に充てられる平成 26 年度の老健拠出金に関する読替えまで措置されているところ、これを平成 27 年度に請求があった旧老健レセプトに係る費用に充てられる平成 29 年度の老健拠出金に関する読替えまで延長するとともに、所要の規定の整理を行うものであること。

### 3 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九十六号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五号中「平成二十六年度」を「平成二十九年」に改める。  
附則第六号に次の一項を加える。

4 平成二十七年から平成二十九年までの間において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七号の二、第二百五十一条、第五百五十五条、第六十条及び附則第二条の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第五百五十三条、第五百五十四条、第七十三号及び第七十六号の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七号の二第二項	及び国民健康保険法	健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七号の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三号第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という)の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という)及び国民健康保険法
第五百五十一条	第七十三号	老人保健拠出金、第七十三号
第五百五十三条第二項	及び同法附則第七号第一項に規定する病床転換支援金(日雇特別被保険者に係るものを除く)及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金(次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という)	同法附則第七号第一項に規定する病床転換支援金(日雇特別被保険者に係るものを除く)及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金(次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という)
第五百五十四条第二項	及び同法附則第七号第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	同法附則第七号第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
第一百五十五条第一項	及び	老人保健拠出金及び
第六十条第三号	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十条第十四号	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等の額及び老人保健拠出金

第七十三号第一項及び第七十六号	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
附則第一条第一項	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金

附則第七号及び第八号中「平成二十六年度」を「平成二十九年」に改める。

附則第九号第五号中「平成二十六年度まで」を「平成二十九年まで」に改める。

附則第十号第一項中「同法附則第二十二号の規定により読み替えられた同法附則第二十一号第四項」を「同法附則第二十二号の規定により読み替えられた同法附則第二十一号第四項」を「同法附則第二十二号」に改め、同条第三項及び第四項中「同法第三項第二号」に「同法第四項」を「同法第四項第二号」に改め、第五号中「及び平成二十六年度」を「平成二十八年まで」に改め、同条第三項を「同法第三項第二号」に「同法第四項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

6 平成二十九年において、国民健康保険法附則第二十二号の規定により読み替えられた同法附則第二十一号第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同法第三項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八号の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七号の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)以下「平成二十年四月改正前老健法」という)の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ)に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)附則第五号の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同法附則第五号の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ)」と、同法第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

附則第十三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年」に改める。  
附則第十四号中「平成二十六年度」を「平成二十九年」に改める。  
附則第十五号、第十六号及び第十九号から第二十一号までの規定中「平成二十六年度」を「平成二十九年」に改める。

附則第十二号第五号中「平成二十六年度まで」を「平成二十九年まで」に改める。  
附則第十三号第五号及び第二十四号中「平成二十六年度」を「平成二十九年」に改める。  
附則第十五号第五号中「平成二十六年度まで」を「平成二十九年まで」に改める。  
附則第二十六号及び第二十七号中「平成二十六年度」を「平成二十九年」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

## ○厚生労働省令第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「平成二十六年度」を「平成二十九年年度」に改める。

附則第十一条第六項中「から平成二十六年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

7 平成二十四年度から平成二十九年年度までの各年度において、退職被保険者等所属市町村について、第三項に規定する新調交省令の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第五項において準用する同条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附則第十二条第三項中「平成二十六年度」を「平成二十九年年度」に、同条の表第二条第二項の項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。